#### 下野市長等倫理条例の概要

#### 1 条例制定の目的

市政の重要な責任を負う市長、副市長及び教育長の倫理基準を確立し、市民全体の奉 仕者、代表者としての倫理の保持を通じて、市民の信頼を得た市政の民主的運営を目指 し、地方自治の本旨実現に資する公共の福祉の増進を図るため、条例を制定するもので す。

### 2 主な規定内容

## (1)条例の対象となる者

本市の市長、副市長、教育長(以下「市長等」といいます。)及び市民です。

## (2)市長等の責務、市民の責務

- ア 市長等は、市民の信頼に値する倫理性を自覚して、市民に対し自ら進んで倫理に関する高潔性を示すよう努めます。
- イ 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市 長等に対し、その地位又は職務上の影響力を不正に行使させるような働きかけを行 ってはいけません。

#### (3)倫理基準

市長等が遵守すべき倫理基準を明示しています。倫理基準に違反するとして疑惑を 持たれたときは、誠実に疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにします。

- ア 地位を利用していかなる金品も授受しない。
- イ 権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために使用しない。
- ウ 市が締結する工事請負、業務委託及び物品購入の契約(下請負・再委託の契約を 含みます。)について、特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしない。 市には、下野市シルバー人材センター、下野市農業公社、グリムの里いしばし及び 下野市社会福祉協議会を含みます。
- エ 政治活動に関し、道義的に批判を受けるおそれのある趣旨の寄附を受領しない (後援団体も同じ。)。
- オ 市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような行為を慎み、職務に関して不 正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。

#### (4)市との契約の自粛

市長等の配偶者、市長等が役員をしている企業並びに市長等が実質的に経営に携わる企業は、市との間の工事・製造その他の請負、業務委託及び物品購入の契約(下請負・再委託の契約を含みます。)を締結しないよう努めます。企業には、下野市水道事

業、下野市社会福祉協議会、下野市シルバー人材センター、下野市農業公社及びグリムの里いしばしを含みません。

### (5)市民の調査請求権

- ア 選挙権を有する市民は、倫理基準の違反又は市との契約の自粛の違反があると認めるときは、有権者総数の100分1以上の者の連署をもって、代表者から、疑うに足りる事実を証する資料を添付した調査請求書を提出して、市長に調査を請求できます。
- イ 市長は、調査請求書及び添付資料の写しを7日以内に市長等倫理審査会に送付し、 審査を求めます。

## (6)市長等倫理審査会の設置

- ア 第三者機関として、調査請求書事案の審査等を行う市長等倫理審査会を設置します。
- イ 審査会は、市長等の職務に係る倫理に関し識見を有する者及び市民のうちから市 長が任命する委員5人以内をもって組織し、会議を公開します。

#### (7)審査会の審査

- ア 審査会は、調査請求書の送付日から90日以内に、当該請求に対する内容を審査 し、審査結果を市長に報告します。
- イ 審査会は、市長等や関係者の出席を求めて、意見や説明を聴き、資料を提出させることができます。
- ウ 審査会は、市長等が正当な理由なしに審査に協力しなかったり、出席した会議で 説明した事項や提出資料に明らかに虚偽があるときは、その内容を公表します。

#### (8)審査結果の通知・公表

市長は、審査会から審査結果報告を受けたときは、速やかに調査請求をした市民代表者に審査結果を通知し、その内容を公表します。

## (9)信頼回復のための措置

市長は、審査結果において、倫理基準又は市との契約の自粛に違反している旨の指摘を受けたときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じます。

## (10)規則への委任

- ア 条例の実施に関し必要な事項を規則で定めます。
- イ 規則の主な内容
- (ア) 調査請求書の様式
- (イ) 調査請求書の点検・不備の補正
- (ウ) 調査請求書の却下
- (エ) 審査結果報告書の様式

- (オ) 審査結果通知書の様式
- (カ) 調査請求書の保存・閲覧

# (11)施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行します。